

埼労雇均発 1212 第 1 号
令和 6 年 12 月 12 日

各地区労働基準協会 代表者 殿

埼玉労働局雇用環境・均等部長
(公 印 省 略)

改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の施行に向けた周知協力依頼について

雇用環境・均等行政の推進につきまして、日頃より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」(以下「改正育児・介護休業法等」といいます。)が令和 6 年 5 月 31 日に公布されました。

改正育児・介護休業法等は、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずるものです。

埼玉労働局では、改正育児・介護休業法等の円滑な施行に向けて、本法、関係政省令及び指針について、あらゆる機会を捉えて、広く周知・啓発を行っています。また、別添のとおり、埼玉労働局主催の説明会を開催します。説明会では、令和 6 年 11 月 1 日に施行された特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)についても併せて説明します。

つきましては、別添のとおり関係資料をお送りしますので、掲示等に御協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

本法の内容のご案内、リーフレットのダウンロード、説明会の申込

【埼玉労働局 HP・特設サイト】

https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/ryouritsu_shien/ryouritsu.html

本法の内容のご案内、リーフレットのダウンロード

【厚生労働省 HP】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

(お問い合わせ)

埼玉労働局 雇用環境・均等部 指導課

〒330-6016

さいたま市中央区新都心 11-2

ランド・アクシス・タワー16階

TEL : 048-600-6269